

11 分担金及び負担金

分担金は、地方公共団体の事業により特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収されるものです。負担金は、地方公共団体が、他の地方公共団体や住民に課するもので保育保護者負担金が代表的なものです。

